

社会体育施設を利用の皆様へ

(スポーツ庁感染拡大防止ガイドラインより)

新型コロナウイルス等感染拡大防止対策として、施設を利用する方は以下の事項を遵守していただきますようお願いいたします。

◆以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる事

- ・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

◆マスクを持参すること

- ・受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること

◆こまめな手洗い、手指消毒を実施すること

- ・手指消毒はご利用する方が用意してください

◆他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること

- ・障がい者の誘導や介助行う場合は除く

◆利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

◆感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

◆利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

◆施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

※一人一人の取り組みによって感染症は予防できます。団体の方は、代表者(責任者)が責任をもって監督していただきますようお願いいたします。